

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

当社とパートナーシップ構築した企業の人材流通、経営ノウハウのシェアなどを行い、限られた企業のみが起こせていたイノベーションを、さまざまな企業でも行えるようにしたい。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

当社で実施したIT化のための施策から得たノウハウを積極的に共有する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価削減要求を行いません。取引価格を決定する際に、下請事業者から協議の申し入れがあれば、適切な利益を含めて労働費の増加の影響を考慮し、十分な協議を行います。取引価格の決定および契約に関して、契約条件を書面や他の方法で明示し、提供します。

② 手形などの支払条件

下請け業者に対しては、できるだけ現金で代金を支払います。手形で支払う場合でも、下請け業者が割引料などを負担しないようにし、また、支払い期限を60日以内にしよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関しては、ガイドラインや契約書のテンプレートに基づいて取引を行います。片務的な秘密保持契約の締結や、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは要求しません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に適応できるよう、下請業者に対して、適正な負担を伴わない短納期の発注や急な仕様変更を行いません。災害時などにおいても、下請業者に取引上の一方的な負担を課さないようにし、また、事業再開時などには、できるだけ取引関係の継続を考慮します。

3. その他（任意記載）

なし

2023 年 6 月 14 日

N I S H I K I I N T E R N A T I O N A L

代表 佐藤允昭

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。